

誓約書

令和 年 月 日

海南市長 宛て

申請者 住 所 〒

名 称

代表者職・氏名

生年月日（個人事業主の場合）

私及び本申請は、「冬眠みかん」デザイン使用取扱要綱第5条のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

〔抜粋〕「冬眠みかん」デザイン使用取扱要綱
(使用承認の基準)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 使用希望者が蔵出しみかんの生産者又は販売者（生産者を除く。）でないとき。
- (2) デザインの使用目的が蔵出しみかんの普及又は販売促進でないとき。
- (3) 主として特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとするとき。
- (4) 市及び「冬眠みかん」の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのあるとき。
- (5) 市独自の事業又は市の認めた関連事業を推進する上で支障があると認められるとき。
- (6) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (7) 使用希望者が次のいずれかに該当するとき。

ア 海南市暴力団排除条例（平成23年海南市条例第14号。以下「暴力団排除条例」という。）

第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していると認められるとき。

エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用する等していると認められるとき。

- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が適当でないとき。